

MOBILITY RESORT
MOTEGI

みんなのBIKEを楽しくお祭り!!

2026
Moto
FESTIVAL

11.1sun.

Moto
6 Hours

特別規則書 SUPPLEMENTARY REGULATIONS



目 次

第1章 Moto ミニ 6 Hours 特別規則		第 29 条 レースの一時停止	12
第 1 条 競技会の名称・格式	1	第 30 条 セーフティーカーの導入	12
第 2 条 主催者	1	第 31 条 赤旗の掲示	12
第 3 条 開催場所とコース	1	第 32 条 赤旗中断されたレースの再スタート	13
第 4 条 大会役員	1	第 33 条 レース終了	13
第 5 条 参加資格	1	第 34 条 順位および完走の認定	14
第 6 条 開催日程・開催クラス	2	第 35 条 暫定表彰と終了後の車両保管	14
第 7 条 参加申し込み・チーム編成登録書送付先	2	第 36 条 大会の中止	14
第 8 条 参加申し込み	2	第 37 条 賞典	15
第 9 条 キャンセル規定	3	第 38 条 罰則	15
第 10 条 ライダー	3	第 39 条 負傷時の医務室受診	16
第 11 条 ビットクルー	4	第 40 条 主催者の権限	17
第 12 条 クレデンシャル（身分証）と車両通行証	4	第 41 条 損害の補償	17
第 13 条 参加料、登録料と共済会掛金	4	第 42 条 大会役員の責任	17
第 14 条 料金規定	5	第 43 条 本規則の解釈	17
第 15 条 もてぎ鈴鹿（MS）共済会	5	第 44 条 ブルテンおよび公式通知の発行	18
第 16 条 参加受付（書類審査）	5	第 45 条 広告に関する事項	18
第 17 条 参加車両	6	第 46 条 本特別規則の施行	18
第 18 条 自動計測装置（トランスポンダー）の装着	6	第2章 Moto ミニ 6 Hours 車両規則	
第 19 条 燃料規定	6	第 47 条 車両規則基本仕様	19
第 20 条 車両検査	7	第 48 条 グロメットクラス (GROM、MONKEY125)	
第 21 条 スタート前チェック	8	およびミニグリーンクラス (KSR110、Z125PRO)	
第 22 条 ビット・パドックの使用	8	車両規則	27
第 23 条 公式予選	9	第 49 条 エンジョイクラス車両規則	30
第 24 条 スタート進行（手順）	9	第 50 条 Moto ミニクラス車両規則	31
第 25 条 ビット作業	10	第 51 条 NSF100 クラス車両規則	33
第 26 条 アトラクションビット	10	第 52 条 HRC GROM CUP クラス車両規則	33
第 27 条 ビットサイン	10		
第 28 条 決勝（ファイナルイベント）中の燃料補給	11		

※文字の背景に■がついている箇所は 2026 年の変更点です。 例：携行缶割引

第1章 Moto ミニ 6Hours 特別規則

公 示

2026 Moto ミニ 6Hours は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)承認のもと、2026 MFJ 国内競技規則および競技会特別規則に基づいて開催される。

第1条 競技会の名称・格式

2026 Moto ミニ 6Hours

第2条 主催者

●ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

TEL: 028-64-0200 FAX: 0285-64-0209

●エムオースポーツクラブ (M.O.S.C)

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

TEL: 0285-64-0202 FAX: 0285-64-0209

第3条 開催場所とコース

～ 1) 開催場所

モビリティリゾートもてぎ

栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

TEL: 0285-64-0200

～ 2) コース

モビリティリゾートもてぎ レーシングコース フルコース: 4.8013km

第4条 大会役員

大会役員は、公式プログラムに示す。

第5条 参加資格

～ 1) チーム代表者

本特別規則、参加の手引き、走行のルール・マナーを理解し、責任を持ってチーム員を統制できる者。

～ 2) ピットクルー

申し込み時に満 16 歳以上であること。

～ 3) ライダー

チーム編成登録受付締切時に満 12 歳以上で、チーム登録編成内容変更期限までに、当該年度有効な以下のMFJライセンスを所持していること。

・エンジョイ・ピットクルー A・ロードレースジュニア

・ロードレースフレッシュマン・ロードレース国内

～ 4) ライダーの走行経験の条件

参加ライダーは以下のいずれかの条件を満たさなくてはならない。

① 2025 年 Moto ミニ 6Hours 決勝を走行。

② 2025 年以降のモビリティリゾートもてぎのレーシングコースにおける、2 輪スポーツ走行もしくは 2 輪スクールプログラムにて 1 時間以上を走行。

③ 2026 年にモビリティリゾートもてぎで開催された Moto フェスティバル走行会を走行。

④ 2026 年 3 月以降にモビリティリゾートもてぎのレーシングコースで開催の 2 輪レースに参加。

～5) ライダーの「安全運転座学」受講義務

「MFJ エンジョイライセンス」「MFJ ビットクルーライセンス」および鈴鹿サーキット走行ライセンス「SMSC 会員」にて参加するライダーは、前年以前に当該講習会を受講している場合であっても、当該年度の Moto フェスティバル走行会開催時に無償で開催される「安全運転座学講習会」を必ず受講しなければならない。ただし、MCoM ロードコースまたは北ショートコース会員の参加ライダーについては、「安全運転座学」の受講を免除される。（※参加の手引き P.7 表を参照）

第6条 開催日程・開催クラス

～1) 開催日程 2026年11月1日(日)

～2) 開催クラス グロメットクラス (GROM、MONKEY125)、ミニグリーンクラス (KSR110、Z125PRO) Moto ミニクラス、エンジョイクラス、NSF100 クラス、GROM CUP クラス

第7条 参加申し込み・チーム編成登録書関係書類発送元・問い合わせ先

●参加申し込み先

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楡山 120-1

モビリティリゾートもてぎ モータースポーツ課 Moto フェスティバル事務局

TEL: 0285-64-0200 FAX: 0285-64-0209

●チーム編成登録書関係書類発送元・問い合わせ先

〒329-0101 栃木県下都賀郡野木町友沼 6601-5 ライディングハート内 Moto ミニ 6Hours 係

TEL: 0280-23-2756 (11:00～18:00、日・月定休)

FAX: 0280-57-4899

第8条 参加申し込み

～1) モビリティリゾートもてぎ ホームページ内の「Moto フェスティバル」トップページに掲載される WEB エントリーフォームより申込こと。

～2) 申し込み定員は、先着順で以下とする。160台(内主催者招待10台)

～3) WEB エントリーにてチーム代表者、参加クラス、チーム名、希望ゼッケンを登録する。

～4) 代表者登録後、代表者に確定したゼッケンと参加当日までの案内が送付される。

※ゼッケンは、WEB エントリー時の希望ゼッケンを先着順にて大会事務局で決定する。

～5) WEB エントリーフォームよりチーム編成登録を行い、参加料、登録料、共済会費を決済する。

登録内容:参加車両、ライダー、ビットクルーの詳細情報(住所、緊急連絡先、ライセンス番号等)

～6) 代表者の1名はライダーまたはビットクルーを兼任できる。(代表者がライダーを兼任する場合は、ビットクルーとして登録できない)

～7) ライダーは2名～6名まで登録できる。別チームにライダーとして重複して登録できない。

～8) ビットクルーは1名～6名まで登録できる。ライダーとビットクルーの兼任はできない。

～9) 60歳以上のライダーは、競技参加にあたり問題ないことを確認するために、年に一度ご自身で健康診断や心電図検査を実施することを推奨する。

～10) 参加申込期間およびチーム編成登録および誓約書の送付締め切り

各種手続き	
参加申込開始日・同ピット申請受付日	9月1日(火)
参加申込終了日・同ピット申請締切日	10月2日(金)

- ～11) 承諾書・誓約書は、署名をすること。鉛筆、消せるボールペンでの記入は認めない。
- ～12) 18歳未満のライダーは参加申込書の誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。ただし、事前に年間の誓約書・承諾書、印鑑証明書を提出している場合、当該大会において印鑑登録証明書は提出不要だが、当該大会の署名捺印(印鑑証明の捺印)の誓約書・承諾書は提出すること。
- ～13) 参加申込者に対しては、参加申込締切後、大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。(ただし、事務手数料金として、5,500円(税込)を差し引く)
- ～14) 参加受理后、参加を取り消す申込者に参加料は返却されない。
参加受理前のキャンセルについては、第9条 キャンセル規定に準ずる。
- ～15) 完全に提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- ～16) 大会組織委員会は、理由を明らかにする事なく、参加申し込みを拒否する権限を有する。参加申し込みの拒否に関しては締め切り後に連絡する。
- ～17) 希望ゼッケンが重複した場合、ライディングハートよりメールにて連絡する。メールの返信期限までに回答が無い場合は事務局にて決定する。

第9条 キャンセル規定

- ～1) 参加申込後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。
参加申込期間内～大会2週間前(日曜日)まで・・・5,500円(税込)
大会2週間前の月曜日～大会当日まで・・・・・・・・全額負担
- ～2) 電話によるキャンセルは認められず、FAXによる書面提出または下記のお問い合わせフォームを通じて申請することを条件とする。
<https://mls.mobilityland.co.jp/form/InquiryInformation.aspx?formNo=evr1tXbmoIA=>
- ～3) キャンセル料は理由の如何を問わず発生する。また、キャンセル料の支払いが確認できない場合は、以降の大会への参加受理を拒否する場合がある。

第10条 ライダー

- ～1) 参加申込締切時に30歳以下および50歳以上、MCoM・SMSCロードコース非会員のライダーは「2輪用エアバッグ機能付きウエア」を装着しなければ参加できない。「2輪用エアバッグ機能付きウエア」は、チーム内での共有使用できるが、転倒後のエアバッグ展開に備えて予備のエアバッグ・ボンベ等の用意をすること。走行中にエアバッグが展開した場合はピットイン時に必ずエアバッグの修復を行わなければならない。
- ～2) ライダーは、以下の名称とし腕章の色にて識別される。
○Aライダー・・・赤色 ○Dライダー・・・白色
○Bライダー・・・黄色 ○Eライダー・・・桃色
○Cライダー・・・緑色 ○Fライダー・・・青色
- ～3) 決勝時、ライダーの走行順番および連続走行時間の制限はしない。
- ～4) 決勝時、ライダーは、最低5回ライダーを交代しなければならない。ただし、アトラクションピット中のライダー交代はできない。
- ～5) スタートライダーは、走行経験が豊富で安全にスタートをできる者とする。初心者はスタートライダーとなることはできない。
スタートライダーの申告や申請は不要とする。
- ～6) ライダーは走行中、第10条～2)で指定されている腕章を必ず右上腕部に装着すること。

第11条 ビットクルー

- ～1) ビットクルーとは、車両に直接触れ作業する者、およびビット作業エリア～ビットレーン～ビットサインエリアに立ち入る者をいう。ビットクルーの登録をしていない者が上記行為を行った場合はチームに対して罰則が与えられる。
- ～2) ビットサインエリアに立ち入ることができるのは、登録されたビットクルーおよびライダーの中から2名までとし、サインエリアに立ち入る際は、サインマン腕章を着用しなければならない。
- ～3) ビットクルーの服装は、安全上長袖長ズボンとし、かかとが完全に覆われていない履物の使用を禁止とする。一部でも肌が露出している履物は使用できず、使用できるものは運動靴や安全靴などの履物に限定される。
- ～4) ライダーを自チームおよび別チームのビットクルーとして登録することはできない。

第12条 クレデンシャル（身分証）と車両通行証

- ～1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ビットクルーなどの身分証が主催者より送付され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。
- ～2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行ができない。また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しでレッカー移動する場合がある。
- ～3) パドック通行が許される参加者のサービスカーは、原則として参加1チームにつき、第1パドック・第2パドック各1枚ずつの計2枚とするが、参加台数により増減する場合がある。
- ～4) クレデンシャル（身分証）は、登録人数分を送付する。
- ～5) パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー移動し、参加者に罰則を科す場合がある。
- ～6) 交付された身分証や通行証は他に貸与・転用してはならない。貸与・転用した場合、また、複製等不正使用した場合は1件につき罰金11,000円（税込）を科す。
- ～7) 身分証、通行証を紛失または破損した時は事務局に再交付の手続きを取り、再交付を受けること。

第13条 参加料、登録料と共済会掛け金

- ～1) 参加料および共済会掛金

参加料 79,000円（税込）／1チーム

参加料とは別に、以下の登録料とMS暫定共済会費を支払わなければならない。

	MCoM・SMSC 会員	非会員
ライダー	0円	登録料 3,200円+MS 暫定共済会費 7,000円
ビットクルー	登録料 700円	登録料 700円+MS 暫定共済会費 500円

※登録料は、参加申込時に発生する。

ライダー・ビットクルーの登録を削除しても登録料は返金されない。

※携行缶代は、参加料に含まれる。

- ～2) 携行缶割引について

2023、2024または2025Moto フェスティバルの参加受付時に配布した2023、2024または2025Moto ミニ6Hours ステッカーが貼り付けられている携行缶を使用するチームは、本条～1)の参加料金から2,000円割引とする。

〈割引適用方法〉

1. チーム編成登録時に、該当項目で「使用する」にチェックを入れる。
2. 参加料から2,000円割引された金額を決済する。
3. 参加受付時、タンクを持参し2026ステッカーを貼る。

※現物が確認できなかった場合、精算窓口で2,000円徴収する。

第14条 料金規定

項目	料金(税込)	備考
ピットクルーの変更・追加・削除手数料(1名)	無料	参加受付時のみ対応
ライダー変更手数料(1名)	11,000円	チーム編成期限以降
ライダー削除手数料(1名)	1,100円	
その他の登録内容の変更	5,500円	
車両変更手数料(1台)	5,500円	※競技監督が認めた場合に限る。 参加申込締切～公式車検前
車両の1部品(エンジンまたはフレーム) 変更手数料(1台)	11,000円	※競技監督が認めた場合に限る。 公式車検以降～
車両通行証再発行(1枚)	5,500円	
クレデンシャル再発行(1枚)	5,500円	
トランスポンダー補償料(1個)	77,000円	※破損・紛失した場合に支払うものとする。
ピットサインマン腕章補償料(1枚)	1,100円	※破損・紛失した場合に支払うものとする。
事前提出書類遅延手数料	11,000円	定められた期日までに提出がない場合
ピットガレージ鍵交換費用(1ヶ所)	55,000円	

第15条 もてぎ鈴鹿 (MS) 共済会

- ～1) モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーはMS共済会に加入しなければならない。
- ～2) MS共済会は年間加入または暫定加入とする。
- ①年間加入はMCoM会員もしくはSMSC会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。
- 〈走行会員／10,000円・ピットクルー／4,000円〉
- ②暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、決勝)のみ有効とする。
- 〈ライダー／7,000円・ピットクルー／500円〉

第16条 参加受付(書類審査)

参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。不備がある場合は参加を認めない。

- ①参加受理書
 - ②誓約書
 - ③メディカルパスポート※提示義務あり(各自で準備し、ライダーは必ず携行すること)
※メディカルパスポートは、MFJホームページまたは、情報ダウンロードページからダウンロードすること。
 - ④登録料・共済会費過不足金
 - ⑤その他主催者が指定したもの。
- ※「車検チェックシート」「ライディングギアチェックシート」は参加受付時に記載したものを提示し、内容を確認した後、車検で提出。
- ※チーム編成登録時に携行缶割引を申請されたチームは、2023、2024または2025 Moto フェスティバルの参加受付時に配布した、2023、2024または2025 Moto ミニ6Hours ステッカーが貼られている携行缶を参加受付時に持参してください。現物が確認できなかった場合、精算窓口で2,000円を徴収いたします。

第17条 参加車両

～1) 本規則第2章車両規則 基本仕様に合致した車両でなければならない。

～2) ゼッケンナンバー

数字がはっきり読めるように、また太陽光の反射を避けるために、他の色同様につや消しで書かなければならない。蛍光色は禁止とする。数字の字体は、Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

ゼッケン色一覧

クラス	ベース色	文字色
グロメット(GROM・MONKEY125)クラス	黄	黒
ミニグリーンクラス		
Moto ミニクラス	白	黒
NSF100 クラス	赤	白
エンジョイクラス		
GROM CUP	黒	白

Futura Heavy

0123456789

第18条 自動計測装置（トランスポンダー）の装着

～1) 全ての参加者は主催者が用意した自動計測装置を車検時までに装着し、ファイナルイベントを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。

～2) 自動計測装置の配布は、選手受付時に行い、返却については車両保管解除後1時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1個につき77,000円(税込)が主催者より請求される。

～3) 取り付け方法および箇所について

①自動計測装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。

②フロントフォークに地面から120cm以内の位置へ取り付けること。取り付け位置は図を参照のこと。

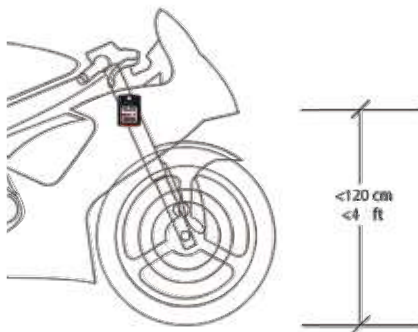
③ホルダーを使用して取り付ける場合は、本体を取り付けるβピンを確実に差し込み、抜けないようにタイラップなどでピンの口が開かないようにすること。

～4) 参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する『MY LAPS 社製マイボンダー』を使用することができる。ただし、使用する際は以下の項目を遵守すること。

①参加受付の際に使用申請を行うこと。

②取り付け方法・箇所については、図（推奨位置）を参照のこと。

③計時長の判断により指示があった場合には、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。



第19条 燃料規定

～1) モビリティリゾートもてぎ第1パドック内ガソリンスタンドのガソリンが指定される。

～2) 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第20条 車両検査

本規則第2章車両規則に基づく。

- ～1) 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
- ～2) 車検場には、車両チェックシートを持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- ～3) 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
- ～4) 決勝（ファイナルイベント）を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。
- ～5) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りである。

①ヘルメット

フルフェイス形のもので、MFJ が公認した有効使用期限内の2輪ロードレース専用でなければならない。(MFJ が公認したヘルメットには認証マークが貼付されている) 極端に古い物や傷があるものは使用を認めない。オフロード用、モトード用ヘルメットは認めない。ライダー同士での共有は認めない。

②ヘルメットリムーバーシステム

③ブーツ

革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。

④グローブ

革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。

⑤レーシングスーツ

MFJ が公認した有効使用期限内のロードレースもしくはモトード用でなければならない。(MFJ が公認したレーシングスーツには認証マークが貼付されている)

※左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナ、および血液型をアルファベットで明記しなければならない。直接記載できない場合には、ガムテープ等貼りその上に明記でも可とする。

⑥チェストガード

胸部プロテクション(チェストガード)はCE規格「EN1621-3(Level1 または Level2)」の使用のこと。

※レーシングスーツ内側装着タイプを強く推奨する。

⑦脊柱プロテクション

脊柱プロテクションの外側は、硬質の樹脂製素材でなくてはならない。

脊柱プロテクションはCE規格「EN1621-2(Level1 または Level2)」の使用のこと。

※レーシングスーツ内側装着タイプを強く推奨する。

⑧エアバッグ(2輪用エアバッグ機能付きウエア)

「2輪用エアバッグ機能付きウエア」を使用するライダーは検査を受けなくてはならない。参加申込締切時に30歳以下および50歳以上、MCoM・SMSCロードコース非会員のライダーは「2輪用エアバッグ機能付きウエア」を装着しなければ参加できない。「2輪用エアバッグ機能付きウエア」は、チーム内での共有使用を可とする。ただし、転倒等によるエアバッグ作動に備え、予備のエアバッグ本体、またはポンペ等を必ず準備すること。また、エアバッグ装着対象者において、走行中にエアバッグが展開した場合は、必ずピットインし、エアバッグを修復したうえで再出走すること。

- ～6) ライダー同士のヘルメット以外の装備品の共有利用は可能。ヘルメットの共有利用は不可とする。

第21条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝（ファイナルイベント）レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェック（車検員による最終確認）を受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とヘルメットとする。車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。（転がしタイヤの装着は禁止）スタート前チェック終了後は、各自ピット前にて車両を保管すること。車両保管中の給油を含む一切の作業を禁止する。

第22条 ピット・パドックの使用

- ～1) タイヤサーブिस前、サーブिसハウス前には参加者は、車両を駐車することができない。
- ～2) パドックおよびピットには、ペットなど小動物の同伴はできない。
- ～3) パドック内での移動は荷下ろしや搬入 / 撤収時などを除き徒歩・もしくは自転車のみとする（電動アシストなどの動力付きは不可）。
- ～4) 割当てられたピット・パドックを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
- ～5) 特別スポーツ走行、決勝（ファイナルイベント）レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～6) ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また、ピット使用後は責任を持って清掃をすること。
- ～7) ピットを割当てられた参加者は、特別スポーツ走行、決勝（ファイナルイベント）レースを通じて、ピット内の黄色の破線より前部分（コース側）は、当該走行クラスのピットとして使用できるよう工具、部品等は置かないこと。
- ～8) ピットの鍵を借りる場合は、使用するピットの全参加代表者に了解を得た上で借りること。貸出は特別スポーツ走行日から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後2時間以内に返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として55,000円(税込)を請求する。
- ～9) ピット・パドック使用时に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等（カウル、マフラー、タイヤなど）は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。

ゴミ箱に捨てられる物	紙類 ビニール類 カン・ビン・ペットボトル 廃油 砂利 金属
必ず持ち帰るもの	タイヤ フレーム エンジン バッテリー その他家電製品等

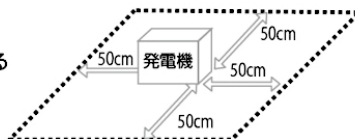
- ～10) ガソリン携行缶を使用する場合は、消防法によって認められた金属製のものを使用し、使用時以外は確実に密栓すること。
- ～11) ガソリンは防火上安全な場所に保管し、別容器に移し替える際はアースを取り安全な場所で行うこと。また運搬には細心の注意を払い安全に運搬すること。またガソリン周辺で電動工具は使用しないこと。
- ～12) 車両に給油する際は、アース線の接続を行い、万が一に備えて消火器を車両に向けて給油を行うこと。なおガソリンがこぼれた際は拭き取ること。
- ～13) 移動式消火設備周囲黄線内に物を置かないこと。オフィシャルによる備品の移動を指示された場合は、黄線外まで速やかに備品を移動すること。
- ～14) 廃油注入口および廃油缶および廃油入れ周辺に可燃物を置かないこと。またエンジンオイル以外は投入しないこと。
- ～15) 自家発電機を使用する際は、防火上安全な場所に設置し最低周囲50cmの空地を確保すること。また燃料補給する際にはエンジンを停止して行うこと。燃料は風通しの良い場所で保管し、容器は密栓すること。

(第1バドック側)



(コース・ピットレーン側)

発電機の四方は
最低50cm空ける



第23条 公式予選

- ～1) 公式予選は行わない。
- ～2) 決勝のグリッドは、参加受付時に各参加クラスのグループで抽選を分け決定される。

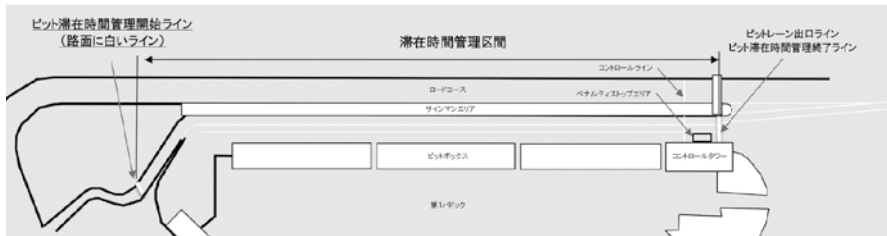
第24条 スタート進行(手順)

- ～1) 決勝のスタート方法はスタッガード式変則ル・マンスタートとする。
- ～2) スタート時は、スタート要員 1 名およびライダー 1 名を必要とする。なお、スタート要員は、共済会費を納めたライダーまたはピットクルーに限る。また、スタート要員の服装は、長袖・長ズボンを着用し、ヘルメットを装着すること。
- ～3) ライダーは、ウォームアップラップ終了後、指定グリッドに整列し、車両に乗車した状態で待機すること。整列後、スタートライダーは右上腕部に装着している腕章をスタート要員へ渡さなければならない。
- ～4) スタート要員は、車両の指定グリッドへの整列を補助し、ライダーから腕章を受け取った後、コースのグラウンドスタンド側へ移動すること。
- ～5) スタートの合図後、スタート要員がコースを横断し、ライダーから受け取ったライダー腕章を当該ライダーの右上腕部に装着した時点で、出走可能となる。
- ～6) スタート要員は、ライダーに腕章を装着させた後、オフィシャルの指示に従い速やかに退去を開始すること。
- ～7) スタート時に安全上問題がある場合は、競技監督の判断によりスタートを遅らせる場合がある。
- ～8) スタート進行(手順)の詳細については、スタート進行表として公式通知にて発表する。
- ～9) スタートを遅らせた場合でも公式通知で示す競技終了時間に変更しない。
- ～10) スタートが遅れても燃料補給は一切認められない。
ウォームアップラップ中に極端に遅い車両がいる場合は、マーシャルカーが追い越す場合がある。
- ～11) マーシャルカーに追い越された車両にはピットレーン入口手前のポストから黒旗が提示され、マーシャルカーに追い越された車両がピットレーン入口までマーシャルカーの前に入れなかった場合、トラブルの有無に関わらずピットレーンスタートとする。
※燃料の節約などを目的とした、意図的なスロー走行は禁止とする。
- ～12) 全車スタートが完了し放送の指示があるまではサインエリアには立ち入りできない。
- ～13) スタート進行(手順)においてピットクルーが指示に従わなかった場合はスタート手順違反と認定され、当該チームに対してはイエローカードが科せられる場合がある。
- ～14) ジャンプスタートと認定された場合、ライドスルーペナルティーの罰則が科せられる。ライドスルーペナルティーの罰則を科せられた車両は、ピットレーンを通過するように指示される。ピットレーン内で停止することやピットでの作業は認められない。通過後、当該ライダーはレースに復帰することができる。ライダーはピットレーン速度制限を遵守しなければならない。
- ～15) ジャンプスタートやスタート手順違反の判定に対する抗議は受け付けない。
- ～16) タイヤウォーマーの使用はスタート進行開始まで使用可能とする。グリッド上ではいかなるタイヤ保温も禁止する(カバー、ブランケット類も禁止)

第25条 ピット作業

- ～1) ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えること、およびライダーの乗降行為を言う。
- ～2) ライダー交代および給油作業をする時は、エンジンを停止しなければならない。
- ～3) 決勝（ファイナルイベント）中に、給油の有無およびライダー交代の有無に関わらず、ピットインした場合は、下図の『ピット滞在時間管理区間』に最低5分間以上滞在しなければならない。また、時間管理は各チームの責任において行うものとし、下図に記載の区間に滞在していた時間を管理するものとする。

但し、第26条のアトラクションピット消化の為のピットインに関しては対象外とし、滞在時間の管理は行わない。



- ～4) 車両がピットインしたとき、当該車両のメカニックは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことはできない。
- ～5) 決勝（ファイナルイベント）中のピット作業要員は、その車両に登録されたライダーおよびピットクルーとする。作業に携っていない者は停車区域に留まってはならない。
- ～6) ピット内において火の粉が出る作業（サンダー等）はできない。エアツールの使用は認める。
- ～7) スタート前チェック以降、決勝（ファイナルイベント）中にピットボックス内に車両を入れた場合はリタイヤしたとみなす。
- ～8) ピット以外の地点で停車した車両に対して、作業をすることはできない。
- ～9) 決勝（ファイナルイベント）中に、フレーム、クランクケース、燃料タンク、キャブレターの交換は認められない。ただし、競技監督が止むを得ない事情と判断し許可した場合には、交換が認められる。認められた場合は車両変更手数料を支払い車検員の検査により安全が確認されたのちは走行可能となる。元の部品を掲示および車検において保管を指示する場合がある。

第26条 アトラクションピット

- ～1) 決勝（ファイナルイベント）中、すべての参加チームは主催者が指定するエリアにおいて、アトラクションピットを1回実施しなければならない。なお、アトラクションピットの実施回数は、各チームにつき1回とする。
- ～2) アトラクションピットは決勝レーススタートから1時間が経過した段階で消化が可能となる、アトラクションピットの消化はチェッカー予定時刻の1時間前までとする。
- ～3) アトラクションピットの実施は、ライダー以外でもチーム員であれば実施可能とする。
- ～4) アトラクションピットの指定エリアや詳しい手順などは公式通知等で掲示される。

第27条 ピットサイン

- ～1) ピットサインエリアには、ピットサインマン腕章を着用した登録のライダーもしくはピットクルー2名のみが、ピットサインエリアにてサインを送ることができる。
- ～2) ピット前およびピットサインエリアでは傘等の風で飛ばされるものを身に付けてはならない。
- ～3) ピットエリアにてかかとか完全に覆われていない履物の使用を禁止とする。一部でも肌が露出している履物は使用できず、使用できるものは運動靴や安全靴などの履物に限定される。

- ～4) 走行中のライダーと無線機（携帯電話含む）等の通信は使用してはならない。
- ～5) ピットサインエリアの専有は禁止とする。ただし、同じ場所を使う他チームの許可を得た場合のみ認められる。
- ～6) ピットサインエリア～ピットボックス間のピットを横断する際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
- ～7) 使用するサインボードの大きさは 100cm×60cm の長方形を超えるものであってはならない。
- ～8) ピットサインエリア内には固定式パラソル（幅 2m までのもの）を設置してもよいが、固定のためのアタッチメント等を含め、コース側にはみ出してはならない。クランプなどを使用して固定する場合、ピットサインウォールに設置することは禁止する。
また、ピットサインエリア内の通行を妨げないようにすること。イベント終了後は使用したピットサインエリアは、責任を持って清掃し使用前の状態に戻すこと。

第28条 決勝（ファイナルイベント）中の燃料補給

- ～1) 1 回のピットイン作業で給油できる燃料は 3 ℓまでとする。
3 ℓは、主催者が用意する給油装置を使用して 1 回で給油できる量とする。
3 ℓまでとは、地面にエア抜きバルブを開放した状態で水平に置き、樹脂製ノズル内（下記補足写真参照）に燃料が無い状態とする。ノズル部分（根元から先端までの全ての範囲）には、ガソリンを入れないこと。



※ノズル部分にガソリン油面が見えてはならない。

- ～2) 各自のチームにて容量 2kg 以上の消火器を準備すること。施設に設置してある消火器、ピットボックス内の消火器とは別に準備すること。
- ～3) 燃料補給とは、燃料給油のため燃料タンクの蓋を開けたところから給油を終え、蓋を閉じこぼれた燃料をふき取るまでをいう。
- ～4) 燃料補給を行う場合、各自のピット前の作業エリア（停車区域）にて給油を行わなければならない。
- ～5) 燃料補給の前に車両は、スタンドによって完全に支持され安定した状態でなければならない。（スタンドの構造、支持方法は問わない。）
- ～6) エンジン停止しライダーが降車するまでは、燃料を補給してはならない。
- ～7) 燃料補給中は、登録されたピットクルーもしくはライダーが消火器を持ち、火災に備えなければならない。
※燃料タンクの残量確認で燃料タンクの蓋を開け燃料タンク内を見る場合にも、火災に備え消火器を構えて確認すること。
- ～8) 燃料給油機器は、主催者より配布された携行缶を使用しなければならない。
- ～9) 燃料補給に携わるピットクルー（消火スタッフも含む）は、繊維素材の服およびかかたが完全に覆われていない履物の着用は禁止とする。基本的に難燃素材（綿 100%可）の肌の露出の少ない長袖長ズボンの服を着用すること。顔面保護のため、ゴーグルまたはシールド付きのヘルメット装着を強く推奨する。
- ～10) 燃料タンクから溢れた燃料は、確実に拭き取らなければならない。

第29条 レースの一時停止

競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、赤旗掲示もしくはセーフティーカー導入の2つの方法のいずれかを選択する。

第30条 セーフティーカーの導入

競技の一時中立化（事故発生時に競技監督の判断によって、セーフティーカーが介入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法）。セーフティーカーは、ライダー又はオフィシャルが危険な状況であるが、レースを中断するほどではない場合に使用される。

セーフティーカーとは、車両上部にイエロー / グリーンライトを装備し、車両の後部に「SAFETY CAR」（以下セーフティーカー）と書かれた車両のことを言う。

- ～1) 競技監督がフルコースコーションを決定したら、直ちに全ポストから黄旗の振動およびライト パネルと SC ボード が提示され、セーフティーカーの介入を告知する。また、イエローライトを点灯した1台または複数のセーフティーカーが先頭ライダーの位置に関係なくコースインする。
- ～2) 全ての車両はセーフティーカーを先頭に1列に整列しなければならない。この時ライダーの追い越しは厳禁とされる。ライダー間の距離は10m（車両5台分程度）以内とし、万が一トラブル等で隊列についていけなくなった場合は、後続車両に合図を送りラインを外して走行すること。
- ～3) セーフティーカーは処理が終了するまで走行を続ける。
- ～4) フルコースコーションの間にピットインすることは許可されるが、ピットアウトは、コースインシグナルの指示に従うこととする。
- ～5) 競技監督が次のコントロールラインからの再開を決定したら、セーフティーカーはイエローライトを消灯する。セーフティーカーはその週の終了時点でピットロードに入る。
- ～6) セーフティーカーがピットロードに入り、ライダーがコントロールラインに近づいた時点で、シグナルブリッジおよびライトパネルにグリーンライトが点灯される。同時にフラッグ台でグリーンフラッグが振動表示される。各グループの先頭がコントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除されるが、各ライダーはコントロールライン通過までは追越しが禁止される。
- ～7) フルコースコーション中の走行ラップも周回数としてカウントされる。
- ～8) セーフティーカー介入のままチェッカーとなった場合、セーフティーカーとトップとの間にいた車両の周回数は、1周減算される。

第31条 赤旗の掲示

- ～1) 全てのポストで赤旗を振動提示する。またライトパネルの併用によって合図される。
- ～2) ライダーは最大限の慎重さと注意をもって進み、必ずその周りにピットインしなければならない。競技監督により作業再開の指示があるまで予めピットインしていた車両を含め、全ての車両への作業は禁止される。但し、給油作業中の車両に関しては、一連の作業を終えることとする。赤旗掲示時にピットレーンで作業していた車両及びピットレーンを走行中の車両は、ピットインしていたとみなされピット最低滞在時間も満たされたものとする。
- ～3) 公式通知により発表されたレース終了時刻の30分前以後にレースが中断した場合は、レースは成立したものとみなされる。順位はレースが停止される前の周回における順位とする。《ピットボックスに車両を入れると失格となる》

第32条 赤旗中断されたレースの再スタート

中断されたレースの再開手順

- (1) 危険な状態が解消された場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することが出来る。
- (2) スタート後先頭車両と同一周回数の全車が3周を走行完了する前に中断した場合、最初のスタートは無効になり、当初のスタート手順よりやり直しとなる。この場合レースの終了は第1章 Moto ミニ 6Hours 特別規則第33条～1)の通りとする。
- (3) スタート後、先頭車両と同一周回数の全車が3周以上走行し、レース成立時刻前にレースが中断された場合、レースの最終結果は複数レースの周回数を合算し順位が決定される。
- (4) 再開されるレースのスタート方法はセーフティカー先導によるローリングスタートとし、その手順は下記の通りとする。
 - (4)ー1 再開が決定された後、各車両はピットレーン上に2列に隊列を作って整列をする。
 - (4)ー2 隊列は参加受付時に抽選したスタートグリッドの順番で整列する。ピットレーン出口に停車したセーフティカーを先頭にピットウォール寄りにグリッド番号1番～75番までを1列目とし、ピット寄りに最大76～160番までを2列目とする。フルグリッドに満たない場合は該当レースの総参加台数が均等になる様2分割し、1番からその半分のグリッド番号を1列目、その翌グリッドから最終グリッドまでを2列目とする。台数が奇数等により2分割にならない場合は、半数を切り上げし、1列目が1台多い形とする。

例：当日の総参加台数135台の場合
1列目は1番グリッド～68番グリッドまで(68番目を1列目に繰り上げ)
2列目は69番グリッド～135番グリッドまで
ただし、競技監督の判断により3列(3グループ)でスタートする場合もある。
 - (4)ー3 フラッグ台にてグリーンフラッグが振られ、最初のセーフティカーに先導された1列目の隊列がスタートする。
 - (4)ー4 最初の隊列がスタートした後、次のセーフティカーに先導された2列目の隊列がスタートする。この際コース上の全ポストでは黄旗の振動表示およびライトパネルが提示される。
 - (4)ー5 セーフティカーはイエローライトを点けて走行し、2つの隊列はそのまま1列ずつ走行しその間追い越しは禁止する。万が一トラブル等で隊列に付いて行けなくなった場合は、後方車両に合図を送り、ラインを外して走行すること。
 - (4)ー6 セーフティカーを先導にしたローリングラップは1周以上行い、ピットインは許可される。
 - (4)ー7 セーフティカー先導によるスタートが決定されたら、セーフティカーはイエローライトを消灯し、その週の終了時点でピットレーンに入る。
 - (4)ー8 セーフティカーがピットレーンに入り、ライダーがコントロールラインに近づいた時点でシグナルブリッジおよびライトパネルにグリーンライトが点灯され、フラッグ台でグリーンフラッグが振動表示される。同時に全ポストから黄旗の振動表示は一斉に解除されレースは再開となる。各自がコントロールラインを通過するまで追い越しは禁止とする。
 - (4)ー9 ローリングラップ中の走行ラップも周回数としてカウントする。

第33条 レース終了

- ～1) レース終了時間は公式通知にて発表される。レースの中断があってもレース終了時間は変更にはならない。
- ～2) トップのライダーにチェッカーフラッグが掲示される。チェッカーフラッグは6分間掲示される。
- ～3) チェッカーフラッグ提示後は全車減速する。トップでチェッカーフラッグを受けた車両は第4コーナー先から合流するオフィシャルカーの先導を受け、ペースを落として1周する。この際トップでチェッカーフラッグを受けた車両は、前方のチェッカーフラッグを受けていない車両を追い越さないこと。

第34条 順位および完走の認定

- ～1) 順位認定は、コントロールライン上（ピットレーン上も含むフィニッシュライン）でチェッカーを受けて最終周回を完了したチームに対して優先的に与える。
- ～2) 順位は、レース終了時の周回数の多いチームから決定される。同一周回数の場合は、フィニッシュライン（ピットレーン上も含む）通過順位によるものとする。
- ～3) クラス毎の優勝チームが走行した周回数の50%以上を走行したチームは、完走として認定される。
- ～4) ピットレーン上にもフィニッシュラインは存在するものとし、そのフィニッシュラインを自走（手押し可能）で通過することにより、チェッカーフラッグを受けることができる。ピットレーン上のフィニッシュラインは、コース上のライン延長線上とする。ただし、チェッカーフラッグと同時にピットレーン出口は閉鎖されているため、コースインしてはならない。
- ～5) ピットレーンでチェッカーを受ける場合については、以下の規定を遵守すること。
 - 5-1) 乗車しているライダーは正規に登録されたライダーであること。
 - 5-2) ライダーは車検に合格した装備を完全に装着していること。
 - 5-3) 競技役員による安全確保のための補助を除く、他者からの援助を受けてはならない。
- ～6) チェッカーを受けられなかったチームの内、完走認定されたチームは、チェッカーを受けたチームの後に順位付けされる。チェッカーフラッグが振られた時点で完了する周回数を元に各賞の認定が行われる。

第35条 暫定表彰と終了後の車両保管

- ～1) レース終了後、完走したすべての車両は、車両保管解除の許可が出るまでは車両保管場所にて全車車両保管となる。車両保管中は競技役員以外の者が車両に触れる事はできない。
- ～2) いかなる理由があっても、車両保管および再車検は拒否できない。再車検の対象となった車両は車検長の指示があるまで車両保管は解除されない。
- ～3) 車両保管解除発表後、保管車両の責任は一切負わない。出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。

第36条 大会の中止

- ～1) 大会組織委員会は、特別な事情が生じた場合、イベントを中止することができる。
- ～2) 大会組織委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。
- ～3) 大会の中止と参加料等の返却は、下記の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	参加料・登録料	共済会掛金
大会期間中走行が1回も行われず中止	受付をした全チームに返却	共済会の適用となる練習走行が行われなければ返却する
走行は行われ決勝グリッド発表後中止	受付をした全チームに返却	返却しない
決勝のスタートが行われたのち中止	返却しない	返却しない

第37条 賞典

～1) 特別賞は以下とし、変更の場合には公式通知にて告知する。

- ◆ベストマナー賞 総合結果の完走チームの中で、走行中の転倒や接触やトラブル、コース上停止もなくルールマナーを守り模範であったチーム。
- ◆優秀周回数賞 各クラスにおいて最多周回数を記録したチーム。
- ◆ユースチーム賞 総合結果の完走チームの中の平均年齢が低かったチーム。
- ◆最年少ライダー賞 総合結果の完走チームの中で最年少のライダーが登録のチーム。
- ◆遠くから参加にきたで賞 総合結果の完走チームの中で最も遠方の登録ライダーがいるチーム。
- ◆ジャンプアップ賞 スタートグリッド順位より、最終順位が最も上がったチーム。
- ◆アドバイザー賞 アドバイザーが選ぶ今後頑張て欲しい敢闘チーム（未完走チーム含）。
- ◆事務局賞 事務局が選ぶ情報の漏れ等なく期限も守られ模範となるチーム（未完走チーム含）。
- ◆ブービー賞 総合結果の完走チームの中で下位から2番目のチーム。
- ◆メディア對抗賞 専門誌名が入りチームで最多周回数を記録したチーム。
- ◆来年リベンジしま賞 総合結果の規定周回数を走行できなかったチームで、最多周回数のチーム。

～2) 以下の特別賞は、チームの申告より決定される。参加者向け情報ダウンロードページの専用申請フォームにて申請をする。

- ★レディース賞 最も輝いていた女性ライダー。
- ★ベストデザイン賞 最もデザインが優れていた車両。
- ★ベストユニフォーム賞 最も輝いていたユニフォームを着用していたチーム。

第38条 罰則

反則行為については、罰則を科す場合がある。

- ～1) 走行中の反則、妨害行為。
- ～2) イベント期間中の違反に対する罰則は競技監督が大会審査委員会に諮って審査委員会によって決定される。
- ～3) 大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化・軽減することができる。
- ～4) 大会審査委員会および Moto フェス運営委員会はチームに対して下記の罰則を科することができる。
- ～5) Moto フェス運営委員会は、アドバイザー・競技監督・副競技監督・大会事務局にて構成される。
- ～6) イエローカード・レッドカードは悪質なルール違反やマナー違反が見受けられた場合、Moto フェス運営委員会より提示される。なお、提示に対しての抗議は一切認めない。

軽重 順位	罰則	内容	決定機関
1	イエローカード	注意…3枚目のイエローカードを提示された場合はレッドカードの提示を行う	Moto フェス運営委員会
2	罰金	現金 20,000 円以下	大会審査委員会
3	タイム／ポイント／周回数に対する罰則	当該チームの実際の成績に影響を及ぼすタイム／周回数の加算・減算・順位の変更のペナルティー	大会審査委員会
4	失格	大会、イベント、レースまたは結果から失格となる	大会審査委員会
5	レッドカード	失格の罰則内容に加え、登録チーム員全員、翌年のイベントへの参加が認められない	Moto フェス運営委員会

～7) 決勝中以外（走行会等）の違反に対する罰則は大会事務局長が大会審査委員会に代わって科すことができる。

- ～8) 競技運営団の判定に対して抗議する場合は、抗議料金 11,000 円 (税込) を添えて通告を受け
てから、もしくは暫定結果発表後30分以内に大会事務局にて申請すること。
- ～9) 車両に関する抗議はレース終了後 30 分以内に限り受け付けられる。
- ～10) ジャンプスタートに対する罰則は、ライドスルーペナルティーとする。ライダーはペナルティーボー
ドが提示されたら 3 周以内にライドスルーペナルティーを消化しなければならない。提示開始か
ら 3 周以内にライドスルーペナルティーを消化しない場合は競技結果より 5 周減算とする。
- ～11) ピット滞在時間不足およびピットレーン速度違反の罰則はペナルティーストップとする。ストップ時
間については審査委員会により決定される。ライダーはペナルティーストップボードが提示され
たら 3 周以内にペナルティーストップを消化しなければならない。提示開始から 3 周以内にペナル
ティーストップを消化しない場合または、チェッカー直前で消化できない場合は競技結果に対して
相当時間の加算・周回数の減算が審査委員会より決定される。
- ～12) ウォームアップラップを行わなかった場合は、ピットスタートとする。
- ～13) 決勝 (ファイナルイベント) 中において、1 週のラップタイムが基準タイム (2 分 50 秒) を下
回った場合、当該違反 1 回につき、競技結果より 1 周減算する。
- ～14) アトラクションピット未消化の場合、競技結果より 10 周減算する。
- ～15) 指定された駐車枠以外の場所取りや駐車枠の専有が見受けられた場合、当該チームにイエロー
カードが科される。

第39条 負傷時の医務室受診

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターの診断を受けなければならない。受診していない
場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

- (1) 芳賀日本赤十字病院
栃木県真岡市中萩二丁目 10 番地1
TEL: 0570-01-2195
- (2) 済生会宇都宮病院
栃木県宇都宮市竹林町 911-1 TEL: 028-626-5500
- (3) 獨協医科大学病院
栃木県下都賀郡壬生町北小林 880 TEL: 0282-86-1111
- (4) 自治医科大学附属病院
栃木県下野市薬師寺 3311-1 TEL: 0285-44-2111
- (5) 水戸済生会総合病院
茨城県水戸市双葉台 3-3-10 TEL: 029-254-5151
- (6) 水戸医療センター
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280 TEL: 029-240-7711

第40条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- ～1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- ～2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- ～3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- ～4) ゼッケンの指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- ～6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- ～7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- ～8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第41条 損害の補償

車両の破損：参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間をのぞき車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

損傷の責任：イベント開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびメカニック、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第42条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第43条 本規則の解釈

本特別規則および本イベントに関する公式通知ならびに諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者はイベント前日までに FAX またはお問い合わせフォームにて質疑を申し立てることができる。

質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとし、関係当事者に対して文書または口頭にて通告される。

第44条 ブルテンおよび公式通知の発行

本規則に記載されていないイベント運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、Moto ミニ 6Hours のブルテンもしくは公式通知によって示される。

ブルテンは下記のホームページに掲載される。参加者は参加前に下記ホームページのブルテンの内容を確認すること。

● <https://www.mr-motegi.jp/motofes/>

公式通知は下記のいずれかの方法により参加者に通告される。

- 1) 公式電子掲示板(情報ダウンロードページ)に掲載される。
情報ダウンロードページ URL : <https://apps.mobilityland.co.jp/info/download/4tODRj>
- 2) 代表者の住所へ郵送される。
- 3) 公式練習後、あるいは公式練習や決勝前など必要に応じて招集されるライダーズブリーフィングで指示される。
- 4) ピットモニターでのテロップにて伝達される。
- 5) 場内アナウンスによって案内される。

公式ホームページ 情報ダウンロードページ



第45条 広告に関する事項

主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、かつライダーはこれを拒否することができない。

- ～1) 公序良俗に反するもの
- ～2) 政治・宗教に関連したもの
- ～3) イベントに関係するスポンサーと競合するもの

第46条 本特別規則の施行

本特別規則は、第1条に示されるイベントに適用されるもので、イベントの参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

第2章 Moto ミニ 6Hours 車両規則

第47条 車両規則基本仕様

～1) 用語の定義

- ①改造＝オリジナル（車両公認時に装着されたもの）のパーツに対し切削、追加、研磨を行う行為。
- ②変更＝オリジナル（車両公認時に装着されたもの）のパーツまたは仕様を、他のパーツ・仕様置き換える行為。
- ③修理＝転倒などによりダメージを受けたパーツに対し、公認車両と同等の機能に回復される行為。溶接または接着剤により、公認車両と同じ材質の部材追加することのみ許可される。切削、研磨（表面処理を除く）をすることは許可されない。
- ④材質＝「鉄、アルミニウム、カーボンなど」の分類を指し、製造方法まで規制するものではない。各材質は、各々の材質を主成分としたものである。材質については、必要に応じて製造方法も併記して規制の運用を行う。
- ⑤素材＝材質と製造方法を含む。
- ⑥フレーム＝エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリアサスペンション取り付け部分を含む構造体のこと。シートを取付けるためのサブフレームはフレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなす。ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

～2) 参加車両

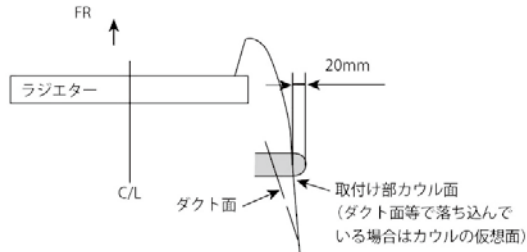
GROM, MONKEY125, KSR110, Z125PRO(公道用一般車両) および排気量が100cc以下の4サイクルエンジンを搭載した公道用一般市販車と下記の一部の競技専用車両。

YAMAHA TTR90

HONDA HRC GROM, NSF100, XR100R, CRF100F, XR80, XR70, XR50, CRF50, Z50R, ドリーム 50R

～3) フレーム

- ・フレームの載せ換え、改造、加工は禁止とする。ただし、不要なステーの切断、カウル取り付けのためのステーとハンドルストッパーの溶接は認められる。燃料タンクやステップ取り付けのための溶接や、フレーム補強と主催者が判断するものは認められない。メインスタンド、サイドスタンドブラケットおよびピリオンステップブラケットのカットも認められる。
 - ・フレームに車体番号が無い物は盗難品の使用を防ぐために使用できない。ただし、フレームの破損等により交換した場合は販売店の販売証明書または譲渡証明書があれば参加を認める場合がある。ただし、過去に証明書を提出した者の再提出は不要とする。
- ※証明書は決勝の車検時に持参すること。（コピー可）
- ・オリジナルフレームでの参加できない。フレームの加工は禁止する。
 - ・プロテクティブコーン取付け部カウル面（プロテクティブコーン前後50mm程度まで）を基準面としフェアリング最大幅を基準面としない。



～4) ナンバープレート（ゼッケン）

- ・車両のフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。また、ライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにすること。
ただし、アンダーカウルが装備され、サポートナンバーが規定の寸法で貼り付け可能な車両についてはシートカウルまたはシート上部に数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーを装備することが認められる。サポートナンバーとは、アンダーカウル内で前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内の左右両面にゼッケンを装着する事の出来る車両で、貼り付け位置は、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。
- ・ゼッケンベースを取り付ける場合、楕円形または長方形で頑丈な材質でなくてはならない。最低寸法は横 250 mm×縦 190 mmの貼り付け面積を確保したものをマシンの前と左右、3箇所スペースを取ること。もしくは別個のナンバープレートを装着する代わりにボディーまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定することが認められる。
- ・ゼッケンナンバーの色数字の字体は、ゴシック体とし、数字間は最低 10mm 空けなければならず、いかなる場合においても文字は判別しやすいようにすること。なお、ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能。
- ・正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外すこと。

～5) ボディーワーク（フェアリング、ウィンドスクリーン、エアダクト）

- ・追突や接触時の危険を避けるため、車輛の一部がリアタイヤの最後端より後ろに出ないようにすること。
- ・エンジンおよびその他のすべての電気部品を停止する事のできる効果的なエンジンストップスイッチがハンドルレバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けること。
レースのために取り外さなければならない部品
- ・下記の部品を取り外すこと。
ヘッドライト／テールライト／ウインカー／リフレクターバックミラー
ナンバープレートと、リアフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケットセーフティバー／サイドスタンド／メインスタンド
同乗者用フットレスト／グラブレール
シートレールに取り付けられた荷掛けフック（溶接されたものの切削も可）ホーン
その他車検時に安全上取り外しを指示された部品
- ・製造時にカウリング装着されていたものは、アフターマーケットのものへ変更は認められる。そのため取り付けブラケットの改造・変更は認められる。ただし、露出しているエッジはすべて丸めること。部品が走行中に脱落しない様に、ボルト・ナットまたはビス等で確実に固定すること。
- ・製造時のカウリングを交換した場合はカウリングの吸気口のメッシュフィンが付いてなくても良い。
- ・ウィンドスクリーンの先端と全てのフェアリングの露出部分の先端は丸めること。
- ・リアフェンダーの形状変更、追加・削除することができる。

～6) ボルト・ナット

- ・ボルトおよびナットは変更を含めて自由とするが、フロント／リアホイールスピンドル、リアフォークピボット、エンジンハンガー、ステムシャフトに軽合金製およびチタニウム製のボルト・ナットの使用は禁止する。

～7) 突起物

- ・車両にライダー等を傷つける恐れのある突起物（尖ったレバーや破損して鋭利になった部分）がある場合は必ず除去すること。
例：フレームにタンデムステップが溶接されている「XR100モタード」の場合は、安全性を高めるために柔軟性のある物（ゴムやウレタンスポンジなど）で覆うかステーを切断すること。
※エイブの場合はボルトで付いており、パーツの取り外しでよい。
- ・転倒時の車両ダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取付けが認められる。ただし使用するプロテクティブコーンの先端を10mm以上の曲面で面取りすること。またプロテクティブコーンにエンジン保護以外の機能を持たせることは禁止とする。
- ・尖っているエッジは、少なくとも半径8mmの丸みを持たせること。（ブレーキクラッチレバー、ハンドルバーエンド、ブレーキ／シフトペダル、フットレスト等）
- ・ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムでカバーすること。

～8) ハンドルストッパー

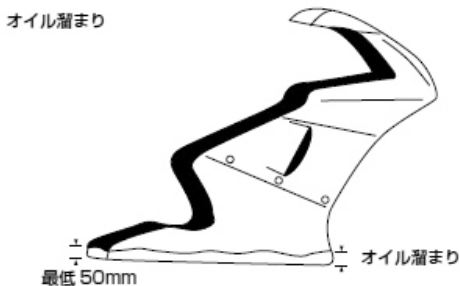
- ・ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっばいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間で最低20mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のも）を取りつけてください。ステアリングダンパーを追加する、またはアフターマーケット・ダンパーに変更することができる。ステアリングダンパーをハンドルストッパーとしての使用はできない。

～9) シート・シートカウル

- ・ライディングポジション調整のための最小限度の部品（パッド、樹脂類など）を追加することが認められる。ただし後端がタイヤよりはみ出ないようにすること。

～10) アンダーカウル

- ・必ず使用している車両のエンジンオイル全容量を受け止める事のできる容量と形状を確保しているアンダーカウルを装着しなければならない。また、エンジンのどこからオイルが出ても受け止められるようにエンジン下面をすべて覆うこと。アンダーカウルには水抜き穴を設けること。この穴はドライコンディション時は塞がれ、競技監督の指示または、ウェットタイヤ装着時に開けなければならない。
- ・アンダーカウルの取り付けはフレーム等にはしっかりと取り付け、走行中に脱落したり路面に接地しないような構造にすること。タイラップやワイヤーだけでの固定方法は禁止とする。
※毎年コース上にアンダーカウルを落とす車両が多く、大変危険なため取り付けはしっかり行うこと。



～11) スタンドブラケット

- ・リアホイールスタンドのブラケットはリアフォーク（スイングアーム）に取り付けるための加工、またはボルト止めが認められる。但し必要以上に長く鋭角なものは安全上使用が認められない場合がある。
- ・ブラケットを取り付けるためのフェアリングのカットは認められる。但し、ブラケットとフェアリングのクリアランスを5mm以上取ること。

～12) チェーンガード&スプロケットガード

- ・必ずチェーンガード&スプロケットガード（フロントおよびリア）を取り付けること。
※チェーンガードについては、メーカー純正で装着されているもので可とする。
- ・チェーンとリアスプロケットの間に身体の一部が誤ってはさまることがないように、リア・スプロケットガードを取り付けること。そのリア・スプロケットガードはスプロケットとドライブチェーンの正回転方向の噛合部を覆う物を使用してください。材質は金属、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、取り付け方法はスイングアームにボルトオンまたは溶接し、安易に脱落しないよう確実に固定すること。タイラップやワイヤー等のみでの取り付けは認められない。形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、外観部にシャープエッジでないこと。リアフォークの補強とリア・スプロケットガードを兼ねることは認められる。リア・スプロケットガードの板厚は最低 2mm 以上の厚みが必要。
- ・車両にはフロント・スプロケットガードを装着すること。ただし、純正のスプロケットガードを使用し逆シフトにする際に、フロント・スプロケットガードが干渉する場合には最小限の加工が認められる。しかし本来の機能が果たせなくなるような加工は認められない。



～13) スプロケット・ドライブチェーン

- ・スプロケットおよびドライブチェーンはサイズも含めて変更が認められる。ただし、ドライブチェーンはモーターサイクル用のものに限定される。

～14) エキゾーストパイプおよびシステム

- ・エキゾーストパイプとサイレンサーの交換は認める（NSF100 クラスは除く）。ただし、非常に音量の大きい車両は運営に支障をきたす場合があるため下記の排気音量を超えてはならない。
- ・音量は4,000rpmで測定時、99dB/A以下とすること。違反した場合は失格になる場合がある。
※測定方法：測定のためのマイクロフォンの位置は、排気管後方端から500mmで、車体の中心線から後方45度で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45度上方の点で行う。ギヤはニュートラルにしてエンジンを回転させ、所定の回転数に達するまでエンジンの回転を増していき、測定は所定の回転数に達したときに行う。（公開練習で任意の音量測定 / お試し測定の機会を設ける。）
- ・エキゾーストパイプの後端はリアタイヤの後端垂直線より後ろにあってはならない。またエキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければならない。エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造は可とする。
- ・排気ガスは後方に排出しなければなりません。ほこりを立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑を掛けるような放出方法は認められない。

～15) ハンドルバー・レバー類

- ・ハンドルバーおよびグリップは改造および変更が認められる。形式（パイプタイプ、セパレートタイプ）の変更も可能。
- ・ブレーキレバー／クラッチレバー（ホルダーを含む）およびブレーキ／クラッチケーブル／スロットルケーブルの変更が認められる。
- ・ブレーキレバーに関しては、調整機構つきのもも認められるが、リモート式への変更は認められない。
- ・ハイスロットルのためのスロットルホルダーの変更は認められる。
- ・スロットルワイヤーの改造および変更が認められる。
- ・アクセルは手で握っていないときは、自動的に閉じる仕様にしなければならない。
- ・ブレーキ／クラッチレバーの先端はボール状にすること。このボールを平たくすることができるが、端部は丸みをもたせること。
- ・車両には、他の車両との接触等の場合に、ブレーキレバーが作動しないようにブレーキレバープロテクションを装備しなければならない。
- ・クラッチレバープロテクションの装着も認められる。
- ・レバープロテクターの最大幅は、取り付け部を含めて左右のグリップラバーエンドから 50 mm 以上突出していないこと。形状は自由とするが、鋭利な部品やエッジが無い状態で、取り付け方法は方持ちタイプに限定される。レバープロテクションの材質は、樹脂製（ただし、カーボンケブラーは禁止）またはアルミニウム製に限定される。レバープロテクター装着の際に最小限の加工は認められる。

～16) ワイヤハーネス・スイッチ類・CDI ユニット・スパークプラグ

- ・ワイヤハーネスは自作を含めて、改造および変更ができる。
- ・スイッチ類の変更が認められる。
- ・CDIユニットおよびイグニッションコイルの変更が認められる。
- ・スパークプラグ、ハイテンションコード、プラグキャップの変更が認められる。

～17) エンジンストップスイッチ

- ・緊急時エンジンを停止できるスイッチを必ず取りつけること。
- ・エンジンストップスイッチはハンドルを握ったまま操作できる位置に取りつけること。

～18) 始動装置

- ・すべての車両にキックまたはセルスターターによる始動装置を装備すること。押しがけによる始動は禁止とする。
- ・バッテリーの変更および取り外しも認められる。

～19) フットレスト・チェンジレバー・ブレーキペダル

- ・フットレストの改造および変更は認めるが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造および変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば下記仕様を満たさなくても使用できる。なお、APE100などメーカー純正ステップをそのまま使用している車両で、ゴムタイプのステップが削れて心棒が露出しないよう、ゴム部分の交換をしなくてはならない。また、ステップに取付けられているバンクセンサーボルトも外すこと。決勝中にステップが削れて心棒が露出した場合も含み、先端が鋭利なものは一切不可となるので必ず丸く加工すること。
- ・ブラケットの改造および変更によりステップおよびブレーキペダルの位置を移動することは認められるが、加工せずに取付けできる様にブラケットは元の取付け位置に固定すること。

- ・フットレストの先端は、最低半径8mmの中空ではない一体構造の球状にすること。
- ・折りたたみ式の場合は、自動的に戻るようにすること。
- ・折りたたみ式でないフットレストには、アルミニウム、プラスチック、テフロン、または、同等の材質でできたエンドプラグ（最低半径8mm以上）にて先端を固定すること。

～20) ブレーキ

- ・各ホイールに最低 1 つの効果的なブレーキがなければならず、これは各ホイール別々に作動しなければならない。
- ・前後ブレーキパッドとホースの変更は認められる。
- ・ブレーキホース変更に伴うバンジョウボルトの変更は認められる。鉄製・ステンレス製のボルトを推奨する。
- ・ブレーキフルードの変更は認められる。
- ・フロントとリアのブレーキディスクの変更は可とするが、交換されるブレーキディスクの材質は鉄素材（ステンレス含む）のみとする。
- ・ブレーキパッドスプリングの取り外しおよび加工は認められない。
- ・βピン付のパッドピンを使っている場合はβピンにワイヤーロックをすること。
- ・フロントとリアのブレーキマスターシリンダーの変更も認められる。
- ・フロントとリアのブレーキリザーバータンクステー取り付け位置の変更と追加を認められる。
- ・マスターシリンダーおよびキャリパーへのガードプレートの取付けが認められる。

～21) タイヤ・ホイール

- ・タイヤウォーマーの使用を認める。ただし、スタート進行開始まで使用可能とし、グリッド整列開始以降は、タイヤウォーマー、タイヤカバー、ブランケット類の使用を禁止する。
- ・ホイールは 12 インチ以上とし、サイズに関わらずスリックタイヤは使用できない。ウェットタイヤ（公道雨天タイヤを含む）を使用可とする。市販時に 12 インチ未満のホイールが装着されている車両も、ホイールサイズを 12 インチ以上にすれば参加を可とする。
- ・12 インチタイヤ使用車両は、下記の競技専用指定タイヤのみに使用が限定され、指定タイヤ以外のタイヤではイベント・Moto フェスティバル走行会にも参加できない。
※指定タイヤに追加や変更があった場合は、ブルテンにて発表する。

競技専用指定タイヤ (2026 年 5 月現在)

	ドライ		ウェット
	フロント	リア	
ブリヂストン	RAQNG MINI SO1	RACING MINI SO2	BT601SS WET NHS
	RAQNG MINI SO1 Soft		
	BT39SS		
ダンロップ	KR337/KR337 PRO		KR345
			SPORTMAX RAIN

- ・12 インチ以外のホイールを使用の場合、タイヤ銘柄の指定はないが、タイヤのスピードレンジ P(150km/h) 以上を使用しなければならない。
- ・タイヤへの追加工（ハンドカット等）は禁止とする。

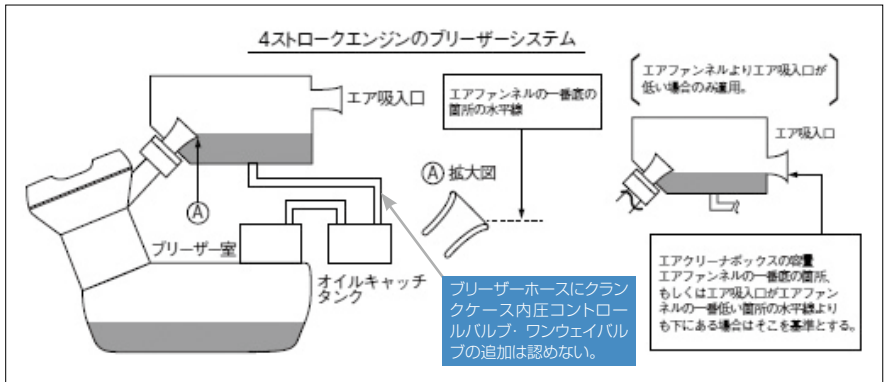
～22) 燃料タンク

- ・燃料タンクは必ず装着しなければならない。
- ・タンクの改造・変更などについては各クラスの車両規則に準ずる。
- ・燃料タンクブリーザーパイプにはノン・リターンバルブを取り付けなくてはならない。これは適切な耐油性のある材質でできた透明で（中身が一目でわかるもの）容量 250cc 以上のキャッチタンクに排出すること。

- ・競技専用車両を除いた車両で市販状態のノーマルタンクとタンクフィルターキャップを無加工で使用の場合は、燃料タンクにノン・リターンバルブを取付けなくても可とする。
- ・燃料タンクフィルターキャップは閉じた状態で漏れてはならない。さらに、いかなる場合においても誤って開く事がないように完全にロックすること。
- ・燃料タンクは単体で外せる状態にすること（GROM 車両除く）。また、シートおよびシートカウル等と切り離せる状態で固定すること。ただしタンクカバーは除く。
- ・給油のために容易に脱着できる取替えタンクは使用できない。スペアタンクの登録・使用はできないが、イベント中は競技監督がやむを得ない事情（転倒等による破損）と判断し許可した場合は交換が認められる。
- ・XR100 等の樹脂製（ポリカーボネート FRP など）燃料タンクの車両について燃料タンクにシラウドのないタイプの車両については、金属もしくはプラスチック製のタンクカバーを装着すること。
- ・ガソリン残量を確認するためのタンク外側へのチューブ等の取り付けは禁止とする。転倒時に路面と接触しないタンク底面に取り付けるバイパスは認められる。
 - ※車検時に漏れのある物や、明らかに強度があると判断されたタンクは使用できない。（破損しているノーマルタンクも含む）

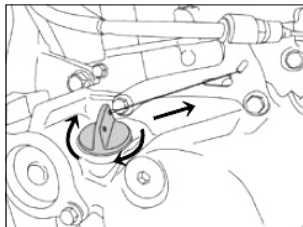
～23) オイル / ガソリンキャッチタンク

- ・エンジンオイル、グリス類は、どのような種類、グレードおよびメーカー問わず使用を認める。
- ・オイルキャッチタンクは金属製で 500cc 以上のものを使用してください（飲料水などの空き缶は使用不可）。転倒時、路面に接触せず転倒した場合も容易に脱落・破損しないものを使用しなければならない。取り付けはボルトオン、もしくは金属製のバンドでしっかりと固定とし、タイラップでの固定は禁止とする。
 - ※オイルキャッチタンクとはエンジンブリーザーからオイルを受取る物で、エンジン→キャッチタンク→キャブレター吸入口の大気開放。エアファンネルの場合はエアファンネル内にホース出口を引き込み固定。パワーフィルターの場合は接続すること。
- ・ブリーザーシステムのパイプ類は耐油・耐熱・耐圧性のある素材で、パイプ類の締め付けは金属性バンドを使用すること。タイラップでの締め付けは禁止とする。
- ・ブリーザー付き燃料タンクおよびキャブレターにはガソリンキャッチタンクを必ず装着すること。ガソリンキャッチタンクにはガソリンタンクの燃料オーバーフローを受け止めるものと、キャブレターからのオーバーフローを受け止めること。双方の機能を兼ねているものでも認められる。また、転倒時にコース上にガソリンがこぼれる事を防ぐため、キャブレターのエアイベントからもチューブを出しキャッチタンクに入れること。
 - ※一部キャブレターにはエアイベントチューブを付けると、通路をふさがれる場合があるため、その場合はオーバーフローのみでも可とする。
- ・ガソリンキャッチタンクの容器は外見から中身が確認できる耐油性（耐ガソリン）の容器を使用すること。空き缶やペットボトルは使用できない。
- ・ガソリンキャッチタンク内のガソリンはコースインする前に空の状態にすること（走行中に溢れないように注意すること）。また、ガソリンキャッチタンク内のガソリンはガソリンタンクに戻す事はできない。
 - ※ Moto フェスティバル走行会において無料で車検相談を実施しています。仕様や改造変更等、実車を見ながら確認できますので、是非ご利用ください。



～24) オイルドレンボルト・オイルフィルターキャップ

- ・オイルドレンボルトおよびオイルフィルターキャップは閉じた状態で漏れないようにすること。さらにこれは如何なる場合においても誤って開くことのないように完全にワイヤーロックしなければならない。また、フィルターキャップをブリーザーチューブ等を装着するために変更している場合は、ホース等を固定するためのワイヤリングを行うこと。
 - ・全てのドレンプラグはワイヤーロックしなければならない。外部オイルフィルタースクリューおよびオイルフィルターボルトでオイルパンに進入するもの、オイルクーラー、フロントフォークドレンボルト等のオイル供給パイプについても全て安全にワイヤーロックしなければならない。
- ※ワイヤーは0.5mm以上の物をご使用すること。
- ※ワイヤーロックのためのボルト・ナット等への穴あけ加工は認めらる。
- ※ワイヤーロックは締め方向にテンションをかけること。



～25) テレメトリー

- ・走行しているバイクへの情報を伝える、または動いているバイクからの情報を得ることは禁止とする。例えば無線や携帯電話をヘルメットに内蔵してチームとやり取りをする事などは一切禁止とする。

～26) カメラ搭載

(推奨カメラ取付方法)

- ① GoPro 等の形状のカメラの場合
防水カバーにタイラップ等を巻きカバーを開くことを防止すること。カバーをマウントしているステーと車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。
- ② カメラにストラップ穴がある場合
カメラのストラップ穴と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。
- ③ 上記①・②に該当しないカメラの場合
カメラ本体と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。カメラ本体にタイラップ等を巻き、タイラップとのワイヤリングも許可される。

④カメラ本体（単体）はステー等の車体に確実に固定された変形しない面への取付けが求められ、カメラ単体（ケース含む）をガムテープやベルクロ等の不確実な方法で、競技車両に取付ける（固定する）ことは禁止される。

・車載カメラの取り付けステーは以下の a. ～ d. の方法で競技車両に確実に固定し、ステーへの確実なカメラ固定と同時に、偶発的にカメラが脱落した場合にカメラの落下防止をする為のカメラ本体（防水カバー）へのステンレスワイヤー等によるワイヤリングを施した状態で車検を受けること。

a. カメラステーの取り付けはボルトまたはビス等で競技車両に確実に固定すること。テープやタイラップ等による取り付けは許可されない。

b. リア付近にカメラを取り付ける場合は、フレームまたはリアカウルにステーを確実に固定すること。カウルに取り付ける場合は、取り付け部の裏側等に当て板を使用しカウル強度を確保すること。

c. フロント付近にカメラを取り付けは、左右フロントフォーク中心線より内側とし、ハンドルバー、またはハンドルブラケットへのステーおよびカメラの取り付けは禁止される。

d. カメラステーを含めカメラセットの取り付け高さは、取り付け面（フロントはトップブリッジ、リアはリアカウル上面基準）から高さ 100mm 以下を目安とする。これに違反した場合は取り付けを許可されない場合がある。

（遵守事項）

車載カメラを使用する場合、巻末に掲載されている映像使用ガイドラインを誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。

カメラ搭載を申請する場合、チーム編成登録時の WEB フォームにあるチェック欄にチェックを入れ申請すること。そのほか以下の記載事項を厳守すること。

・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。車検委員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正すること。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。

・カメラ取付方法については、上記で推奨される取付方法に準ずる確実な落下防止策を施すこと。

・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者は一切の損害賠償責任は問わない。

・MFJ 国内競技規則 付則 3 2-8 に準じ、ライダーは、目視以外の方法で走行中に周囲の状況を確認する行為を行ってはならない。※バックモニター等の使用は禁止する。

・上記の誓約に違反した場合は、主催者の科す罰則等に従うこと。

～27) 決勝中のパーツ交換について

決勝中の以下のパーツの交換はできない。ただし、競技監督が許可した場合のみ可能となる。

・メインフレーム ※ 11,000 円（税込）の手数料が必要。

・クランクケース ※ 11,000 円（税込）の手数料が必要。

・燃料タンク ※ 11,000 円（税込）の手数料が必要。

・キャブレター / スロットルボディ（ジェット類、ニードル等のセッティングパーツを除く）

※許可無く交換した場合は罰則が科せられる。

第 48 条 グロメットクラス (GROM、MONKEY125) およびミニグリーンクラス (KSR110、Z125PRO) 車両規則

～1) 参加車両

・グロメットクラスは以下の車両が参加できる。

(株)ホンダモーターサイクルジャパンより一般市販されている GROM（並行輸入車は参加出来ない。）。

(株)ホンダモーターサイクルジャパンより一般市販されている MONKEY 125（型式 2BJ-JB02）。

(株)ホンダレーシング (HRC) より販売されている 4 速ミッションの『HRC GROM レースベース車』。

※ 5 速ミッションの『HRC GROM レースベース車』は参加できない。

・ミニグリーンクラスは以下の車両が参加できる。

(株)カワサキモーターズジャパンより一般市販されている KSR110、KSR110PRO、Z125PRO（並行輸入車は参加出来ない）。

～2) ボディーワーク

- 1) フェアリングの追加が認められる。ただし、一般市販の 5 速ミッションの GROM と『HRC GROM レースベース車』はフェアリングの追加は認められない。(旧型車両に対する救済措置) ゼッケンナンバープレートを兼ねたアッパーカウルと、規定のオイル量を保持できるアンダーカウルおよびそれらを取り付ける為のステーの追加が認められる。ただし、カウルを追加する場合の取り付けはアッパーカウルとアンダーカウルは個々に独立して保持される構造にすること。フェアリングの最大幅 550mm を超えてはならない。
- 2) シートの変更が認められる。シートまたはその後方にあるすべてのものは、幅 400mm を超えてはならない（エキゾーストパイプを除く）。シートカウルの後端は、リアタイヤ後端から垂直に引かれた線より後ろに出してはならない。シートレールの交換はできない。余分なステーのカット、取り付けのためのシートレールの最低限の加工は許可される。
- 3) フロントフェンダー変更の場合、フロントフェンダーはフロントホイールスピンドル水平線前方上方 45°から、フロントホイールスピンドルを通る水平線より上方の範囲でなければならない。フロントフェンダーにウイングを装着することは禁止される。
ただし、タイヤとの干渉を防ぐ目的として最低限の改造および追加が認められる。追加したものが走行時に脱落しないようにボルト・ナットまたはビス等で確実に固定すること。タイラップによる固定は禁止とする。
- 4) ナンバーブラケット用ステーの取り外しは認められる。

～3) ブレーキ

- 1) リモート式のブレーキレバーへの変更は禁止とする。

～4) タイヤ・ホイール

- 1) ホイールの変更・サイズの変更が認められる。ただし、材質はアルミニウムまたは鉄ホイールに限定される。市販車にフロントフォークとリアフォークの改造なしで取り付けられること。
- 2) スピードメーター駆動部の取り外しとスペーサー（カラー）の変更が認められる。

～5) エンジン関連

・エンジンは、メーカー出荷時の純正品とする。ただし、以下のエンジン関連部品については、アフターマーケット品を含め以下の内容が認められる。

※ハイカム、ハイコンピストンは使用できない。

- 1) スパークプラグ、ハイテンションコード、プラグキャップの変更
- 2) アクセルワイヤー、クラッチワイヤー、スロットルグリップの改造および変更
- 3) CDI ユニット、イグニッションコイルの変更
- 4) ECU（エンジンコントロールユニット）のユニット変更およびデータの変更 グロメットクラスは「HRC 製 ECU」または「純正 ECU」のみに変更が限られる。
- 5) サブコンの追加
グロメットクラスは「純正 ECU」使用時に限り、サブコンの使用が認められる。
- 6) ワイヤハーネス・スイッチ類の改造および変更
- 7) リミッター解除装置の追加
- 8) クラッチスプリングの変更
- 9) KSR110、KSR110PRO に限りマニュアルクラッチへの変更が認められる。

～6) キャブレター／スロットルボディー

- 1) KSR110 に限りキャブレターセッティングパーツおよびベンチュリー口径φ 22 で型式違いのキャブレターに変更が認められる。
- 2) グロメットクラスおよび Z125PRO は、スロットルボディーおよびインジェクターは市販時から改造、変更することはできない。

～7) ギヤレシオ／チェーン

- ・ドライブおよびドリブンスプロケットの変更が認められる。
- ・ドライブチェーンは市販車と同じ材質およびサイズのものであれば変更が認められる。
- ・グロメットクラスはミッションの変更はできない。
- ・KSR110 はアフターマーケット品のミッション（セットおよび段数変更含む）への変更が認められる。
- ・Z125PRO はミッションの変更はできない。

～8) 吸気系

- 1) エアクリナーエレメントは改造、変更もしくは取り外しを認められる。
- 2) 吸気系（エアクリナー回り）
 - (1) KSR110 は、キャブレターとエンジンを接続するインシュレーターおよびインレットパイプは、取り外しもしくはキャブレターのエンジン側の口径と同径までのアフターマーケット品に変更するか追加加工が出来る。
 - (2) スロットルとエアクリナーを接続するコネクティングチューブは改造が認められる。取り外しおよび変更は禁止とする。
 - (3) エアクリナーボックスは市販車から変更は禁止とする。ただし、下記については除外とする。
 - ・外観を変更しない範囲で、内部の改造が認められる。
 - ・エアクリナーに取り付けられている吸気ダクトは、改造および取り外しが認められる。
 - ・KSR110 はエアクリナーボックス内の隔壁のみ切除が認められる。
 - (4) クローズドプリーザーシステムを市販車仕様から変更することは禁止とする。

～9) 排気系

- 1) エミッション対策用2次空気供給装置はパイプ部分で孔を塞ぐことは可とする。エンジン内部で、孔を塞ぐ加工をすることは禁止とする。

～10) 燃料系

- 1) 燃料タンクおよびフューエルコック、フューエルライン、フューエルコネクターの改造および変更はできない。
- 2) 燃料ポンプおよびプレッシャーレギュレーターは市販車から改造および変更はできない。

～11) サスペンション

- 1) フロントサスペンションはオイルの変更・油面の調整、プリロード調整用のカラーの改造、変更および取り付け位置調整による車高変更は認められる。フォークキャップの変更を含めて、プリロードアジャスターの追加も認められる。5速ミッションでない一般市販GROMとKSR110に限り、スプリングの変更も認められる。
- 2) フロントフォークの内部パーツの変更が認められる。バルブ形式の変更や追加も認められる。（アウターとインナーチューブの変更はできない。）
- 3) リアサスペンションはフレームとリアフォークを改造しないで取り付けられるスプリングおよびカラー（ワッシャーおよびプリロード調整機構含む）を追加、変更することが認められる。バンブラバーは機種毎に指定された長さまで、市販車に装備された状態から長さ調整（カット）することが認められる。

～12) 計器類

- 1) 市販車に標準装備されている計器類から追加および変更が認められる。
- 2) タコメーター装備の為に車両への最低限の加工が認められる。
- 3) スピードメーターの駆動用ギヤおよびワイヤーの取り外しが認められる。

～13) 電装系

- ・バッテリーは変更することが出来るが、セルスターターによる始動装置が装備された市販車はスタータースイッチで、始動装置が作動してエンジンが始動出来ること。
- ※押しがけでの始動は禁止

第49条 エンジョイクラス車両規則

《エンジョイクラスの趣旨》

「車両にあまりお金をかけたくない」「初参戦だからまずはノーマルに近い車両で参戦」という方が楽しめるように改造範囲を制限しています。例えば、エンジョイクラスの規則の中で車両を作り込み、「軽速いライダーを集めて優勝を狙う!」というチームはエンジョイクラスの趣旨に合わない為、Moto ミニクラスや Moto ミニ NEO STANDARD へ参加ください。

車両規則基本仕様に加えて下記の制限が加えられる。

～1) 参加車両

排気量が 100 cc以下の 4 サイクルエンジンを搭載した公道用一般市販車 APE100、APE100 タイプ D、XR100 モタードのみとする。

～2) 燃料タンク

一般市販車種の純正タンク流用とバイパス加工は認められるが、取り付けに関するステーの追加など最小限の加工を除きオリジナルタンクやバイパス加工以外の溶接・切削・加工等すべてを禁止とする。

～3) タイヤ・ホイール

- ・メーカー出荷時のホイールサイズからサイズを変更は禁止とする。
(12 インチから 17 インチに変更できない)

～4) オイルクーラー

- ・オイルクーラーは使用できない。

～5) エンジン関連

- ・シリンダーを純正部品以外へ変更および改造は禁止とする。
カムシャフト、カムバルブ、バルブスプリング等の変更および改造は認められる。カムバルブ変更に伴うバルブシート面すり合わせについては、改造とみなさない。
- ・ピストンを純正部品以外へ変更および改造することは禁止とする。
- ・シリンダーヘッドは市販時の純正品を使用しなければならない。改造も不可とする。
- ・6速のミッションは使用できない。
- ・オイルシャワー機能は使用できない。

～6) キャブレター／スロットルボディ

- ・キャブレターは自然吸気のみとし、過給器の使用、フューエルインジェクションは使用できない。
- ・キャブレター本体のベンチュリー口径は 22 Φ相当以下とする。なお、オーバル形状のキャブレター (XR100R 等) については、横と縦の直径を計測し、22 Φ相当か判断する。
 - ※ XR のノーマルキャブレターは使用を可とする。
 - ※リストラクターによって 22 Φにしても参加は認められない。また、ベンチュリー部分の加工による調整は一切不可とする。

(例) 22 Φのキャブレターにスリーブ入れ 22 Φにする等。

- ・キャブレターの各ジェットおよびニードル類、フューエルホース、エアファンネル、インシュレーター、コネクティングチューブの変更が認められる。

～7) サスペンション

- ・倒立式のフロントサスペンションは使用できない。
(フロントのみ制限する。)

第 50 条 Moto ミニクラス車両規則

車両規則基本仕様に下記の制限が加えられる。

～1) 参加車両

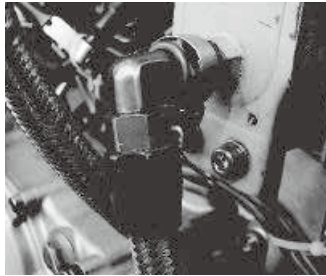
排気量が 100 cc以下の 4 サイクルエンジンを搭載した公道用一般市販車および下記の一部の競技専用車両。

YAMAHA TTR90

HONDA XR100R、CRF100F、XR80、XR70、XR50、CRF50、Z50R、ドリーム50R

～2) オイルクーラー

- ・Moto ミニクラスのみオイルクーラーを取り付けることができる。
- ・オイルクーラーホースの取り付けについては、ねじ込み式ジョイントでなければならない。バンドでのホース固定は禁止する。(図1参照)
- ・オイルクーラーホースは必ず耐熱・耐圧・耐油ホースを使用すること。
- ・オイルクーラー本体は、堅牢なステーで車両本体(フレーム)に確実に取りつけること。その為のステー追加とフレームへの最小限の加工は認める。
- ・オイルシャワーは使用できない。



～3) エンジン関連

- ・ボルトオンで乗せ換え可能な同型エンジンへの変更認められる。
- ・排気量100cc以下を守る範囲で改造および変更が認められる。
- ・ミッションは6速までの範囲で変更が認められる。
- ・ウェットタイプからドライタイプへのクラッチの変更が認められる。
- ・クラッチワイヤーの改造および変更が認められる。

～4) キャブレター / スロットルボディ

- ・キャブレターは自然吸気のみとし、過給器の使用、フューエルインジェクションは使用できない。
- ・キャブレター本体のベンチュリー口径は22φ相当以下とする。なお、オーバル形状のキャブレター(XR100R等)については、横と縦の直径を計測し、22φ相当か判定する。

※エイブ、XR、ドリーム50等のノーマルキャブレターは使用を認める。

リストリクターによる口径制限はありませんので、24φのキャブレターをリストリクターによって22φにしても参加は認められない。また、ベンチュリー部分の加工による調整は一切不可とする。

(例) 24φのキャブレターにスリーブを入れ22φにする等。

- ・キャブレターの各ジェットおよびニードル類、フューエルホース、エアファンネル、インシュレーター、コネクティングチューブの変更が認められる。

～5) 燃料タンク

- ・改造（追加加工含む）および自作したタンクも使用できる。ただし、事前に走行会で実施される車検相談会にてガソリン漏れ等が無いかチェックを受けなくてはならない。公式車検において、改造タンク申請書を提出しなくてはならない。
 - ・改造（追加加工含む）および自作したタンクを使用の場合は、タンク内に防爆材を完全に補充すること。
- ※防爆材・・・耐ガソリンのスポンジ形状のもので、ガソリンの急激な移動を防止する。大型2輪用品販売店等でも販売されている。開催日までに間に合うよう早めに準備すること。
- ・車両に固定された1つの燃料タンクに燃料を入れること。シートタンクおよび補助タンクの取り付けは禁止とする。

～6) ボディーワーク

- ・カウリングをアフターマーケットのものに変更することを認める。また、外観の変更も認められる。Moto フェスティバル公認車両にカウルが装備されていない場合は、ナンバープレートを兼ねたアッパーカウルと規定のオイル量を保持できるアンダーカウルおよびそれらを取り付けるためのステーの追加が認められる。ただし、カウルを追加する場合の取り付けは、アッパーカウルとアンダーカウルは個々に独立して保持される構造にすること。

～7) フロントフォーク

- ・フロントフォークは形式（正立か倒立か）を含めて変更が認められる。
- ・セッティングパーツ（内部バルブ機構、スプリング、カラー等）およびオイルの変更、プリロードアジャスターの追加等も可とする。
- ・ステアリングステムセット（アッパーブラケット、アンダープレケットアッセンブリー）の変更も認められる。ただし、ステムセットにチタニウムを使用することは禁止とする。

～8) リアサスペンションユニット

- ・リアサスペンションの変更が認められる。ただし、フレームを改造しない範囲（ボルトオン）で取り付けられること。フレームを改造しないで、ボルトオンのアタッチメントを介して取り付けられるユニットは使用可とする。
- ・リアクッションの形式（1本または2本）の変更も認められるが、Moto フェスティバル公認車両のフレームを改造なしで取り付けできること。
- ・セッティングパーツ（内部バルブ機構、スプリング、カラー等）およびオイルの変更は認められる。

～9) リアフォーク（スイングアーム）

- ・リアフォークは改造および変更が認められる。ただし、Moto フェスティバル公認車両のフレームに改造なし（ボルトオン）取り付けられること。
- ・リアフォークの材質にチタニウムを使用することは禁止とする。

～10) 電装

- ・プラグの他、イグニッションコイル、イグニッション、プラグキャップは変更が認められる。

第51条 NSF100 クラス車両規則

(株)ホンダ・レーシング (HRC) にて告知される『NSF100 HRCトロフィーレギュレーション』の車両規則に準拠した車両とし、以下の内容を除き改造変更は不可とする。

詳しくは株式会社ホンダ・レーシングホームページ (<https://www.honda.co.jp/HRC/event/nsf100hrctrophy/>) にて最新情報を確認すること。

- ～1) ナンバープレート (ゼッケン)
 - ・車両規則基本仕様に準ずる。
- ～2) タイヤ
 - ・車両規則基本仕様に準ずる。
- ～3) ブレーキ
 - ・ブレーキパッドの変更は認められる。
 - ・ブレーキホースの変更は認められる。
- ～4) エンジン関連
 - ・キックペダルの取り付けを行うこと。

第52条 HRC GROM CUP クラス車両規制

(株)ホンダ・レーシング (HRC) にて告知される『HRC GROM Cup』の車両規則に準拠した車両とし、以下の内容を除き改造変更は認めない。

詳しくは株式会社ホンダ・レーシングホームページ (<https://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/>) にて最新情報を確認すること。

- ～1) ナンバープレート (ゼッケン)
 - ・車両規則基本仕様に準ずる。
- ～2) タイヤ・ホイール 2022年よりダンロップタイヤワンメイクとする。
使用タイヤ
ドライタイヤ : KR337 PRO
ウエットタイヤ : DUNLOP SPORTMAX RAIN
 DUNLOP KR345

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 - お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円~ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りです。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚症状のないもの などに對しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL : 059-226-5161 FAX : 059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

MFJ エンジョイライセンスについて

「Motoミニ6Hours」は、MFJの承認のもとイベントが開催されています。そのためライダーは全員が、MFJのライセンスを取得していることが必要です。『MFJ エンジョイライセンス』は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会が発行するミニバイクなどのレースイベントに参加するための会員証です。

●MFJとは…

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)は、日本国内のモーターサイクルスポーツを統轄する機関で、モーターサイクルスポーツの世界 統轄機関である国際モーターサイクリズム連盟(FIM)に加盟する唯一の日本代表機関です。モーターサイクルスポーツの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として様々な活動を行っています。

●MFJエンジョイ会員年会費

年会費 4,660円 (C区分)、エンジョイ会員会費には、スポーツ安全保険掛金、保険事務手数料が含まれています。

●取得条件

運転免許証(原付以上)をお持ちの方は申請書をご利用いただき、すぐに取得できます。

●お申し込み方法

インターネット(パソコン、スマートフォン)か郵送

●問合せ先

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会
〒104-0045 東京都中央区築地3丁目11番6号 築地スクエアビル10階
TEL 03-5565-090 0 (定休日 土・日曜・祝日)

【レース映像使用ガイドライン】

モビリティリゾートもてぎでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像（車載カメラ映像等）を動画共有サイトや SNS へのアップロードを禁止させていただいております。

しかしながら、Motoフェスティバルに関わる皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たにレース映像使用ガイドラインを設定いたしました。

皆様が楽しくレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

1. レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

2. 利用範囲

個人アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載

3. 禁止事項

- ① 企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載
- ② 広告宣伝活動等
- ③ レース競技判定等
- ④ 他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為

※動画共有サイト（YouTubeなど）やSNS（Facebookなど）へ掲載する際は、上記①～

④に該当しない内容であることをご確認くださいとともに、第三者のプライバシーにご配慮いただき、問題が生じた際は当事者間での解決をお願いします。

4. 注意事項

- ① 第三者のプライバシーに十分な配慮をすること。
- ② 動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること。
- ③ 車載カメラの取り付け方法は規則に準じること。
- ④ 企業・団体アカウントでの動画掲載や広告宣伝活動を行う場合は、有償(料金は使用用途により異なります。)にて使用いただけます。
モビリティリゾートもてぎHP内 お問合せページに申請をすること。
- ⑤ 本ガイドラインは、モビリティリゾートもてぎの判断にて予告なく変更・改訂をさせていただきます。

memo

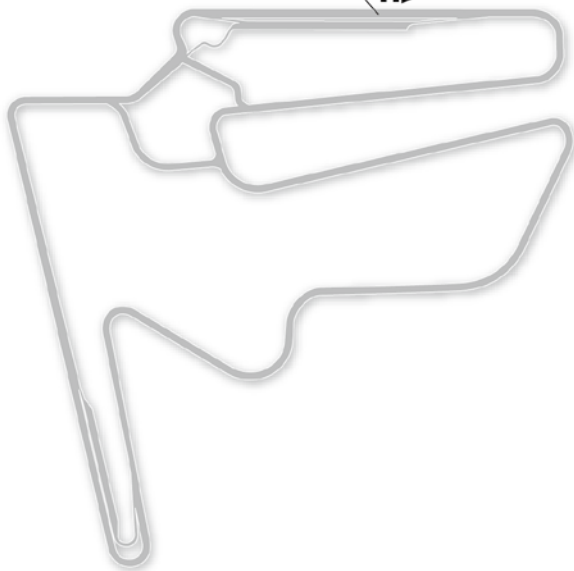
A series of horizontal dotted lines for writing.

memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

RACING COURSE

FULL COURSE
Length/4,801.379m



MOBILITY RESORT **MOTEGI**

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町檢山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
<https://www.mr-motegi.jp/>